

建設の事業を行う一人親方の皆様へ

# 労災保険 一人親方特別加入制度

## (建設)のご案内

兵庫県中小企業団体連合会

個人建設部会

担当事務局：協同組合神戸中小企業労務協会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通 6-1-17-202

TEL：078-361-0580 FAX：078-361-0581

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度です。しかし労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。

特別加入制度に未加入の一人親方等は、建設現場での事故やその通勤途上における事故についても、元請業者の加入している労災保険の適用を受けることはできません。

このパンフレットを御一読の上、一人親方の特別加入制度と当会のしくみについてご理解いただき、明日への備えとして加入を御検討ください。

## I 特別加入の範囲について

労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方その他の自営業者及びその事業に従事する方のうち建設の事業を行う方（大工、左官、とびの方等）

## II 特別加入の手続きについて

特別加入制度の適用を受けるには、労働局の承認が必要です。兵庫県中小企業団体連合会の個人建設部会に入会することにより、一人親方が労働者とみなされ、特別加入の申請をすることができます。

加入者の住所は、当会事務所の所在地を中心として徴収則第6条第2項第4号に定める区域を超えないものとします。（兵庫県・大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・三重県・岡山県・鳥取県・香川県・徳島県）

## III 給付基礎日額と労災保険料および年間会費

給付基礎日額とは、労災保険給付の基準となるものであって、通常の労働者の場合には賃金を基に算出されますが、一人親方の場合には賃金というものがありません。よって一人親方の給付基礎日額は、加入者本人の所得水準に見合った適正額を申請し、労働基準局長の承認した額によるものとします。

[令和6年4月1日現在]

給付基礎日額	年間労災保険料	給付基礎日額	年間労災保険料
25,000 円	155,125 円	10,000 円	62,050 円
24,000 円	148,920 円	9,000 円	55,845 円
22,000 円	136,510 円	8,000 円	49,640 円
20,000 円	124,100 円	7,000 円	43,435 円
18,000 円	111,690 円	6,000 円	37,230 円
16,000 円	99,280 円	5,000 円	31,025 円
14,000 円	86,870 円	4,000 円	24,820 円
12,000 円	74,460 円	3,500 円	21,709 円

(給付基礎日額×365×建設の事業料率 17/1000＝年間労災保険料)

上記の労災保険料以外に当協会の会費として年間 20,400 円がかかります。

## IV 特別加入時の健康診断

### (1) 健康診断が必要な場合

特別加入を希望する一人親方等のうち、業務の種類に応じて、それぞれの従事期間を超えて当該業務を行ったことがある場合には、特別加入の申請を行う際に健康診断を受ける必要があります。

#### ■健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した期間（通算期間）	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3 年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1 年	振動障害健康診断
鉛業務	6 ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6 ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

※健康診断証明書を提出しなかったり、あるいは、業務の内容、業務歴等について虚偽の報告を行った場合には、特別加入の申請を行っても承認されなかったり、保険給付が受けられない場合があります。

### (2) 健康診断が必要な場合の手続きについて

本人の申し出により、健康診断が必要な場合には、当会が特別加入時健康診断申出書を監督署長に提出し、その業務歴から判断して健康診断が必要であると認められた方には、監督署長より特別加入健康診断指示書及び実施依頼書が本人及び当会宛てに交付されます。診断実施機関については、本人の住所地や就業場所程度の希望は受け付けてもらえることがあります。この健康診断に要する費用は国が負担しますが、交通費は、自己負担となります。健康診断の結果が判明するまでは、特別加入は認められません。

## V 補償の対象となる範囲について

特別加入している方については、業務災害又は通勤災害を被った場合に労災保険から給付が行われます。

### (1) 業務災害について

保険給付の対象となる災害は、一定の業務を行っていた以下の場合に限られますので、該当しない場合には被災しても保険給付を受けることができません。

- ①請負契約に直接必要な行為を行う場合
- ②請負工事現場における作業およびこれに直接付帯する行為を行う場合
- ③請負契約に基づくものが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
- ④請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業、及びこれに直接付帯する行為を行う場合等

### (2) 通勤災害について

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

## VI 事故の場合の補償について

### ★病院で治療する場合・・・

必要な治療が無料で受けられます。労災等指定病院以外の病院において治療を受けた場合は、治療に要した費用が支給されます。

### ★休業が4日以上となった場合・・・

休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。

【給付基礎日額10,000円で加入の場合、補償額は1日8,000円。事故日から30日間休業した場合は、4日目以降の日数27日×8,000円で216,000円の支給となります。】

### ★療養開始後1年6ヶ月で治癒せず、傷病等級に該当した場合・・・

第1級の場合 年金として給付基礎日額×313日分と一時金として114万円支給

第2級の場合 年金として給付基礎日額×277日分と一時金として107万円支給

第3級の場合 年金として給付基礎日額×245日分と一時金として100万円支給  
されます。

### ★障害が残った場合・・・

第1級から第7級の場合 年金として給付基礎日額の313日分～131日分

第8級から第14級の場合 一時金として給付基礎日額の503日分～56日分

と、特別支給金が一時金として第1級342万円～第14級8万円が支給されます。

### ★死亡した場合・・・

遺族1人の場合 年金として給付基礎日額の153日分

(55歳以上又は一定の障害の状態にある妻の場合 給付基礎日額の175日分)

遺族2人の場合 年金として給付基礎日額の201日分

遺族3人の場合 年金として給付基礎日額の223日分

遺族 4 人以上の場合 年金として給付基礎日額の 245 日分  
受け取る遺族がない場合 一時金として給付基礎日額の 1000 日分と、特別支給金が  
一時金として 300 万円が支給されます。

★葬祭を行う場合・・・

給付基礎日額の 30 日分と 31.5 万円又は給付基礎日額の 60 日分のいずれか高い方が支給されます。

★介護を受けている場合・・・

支給要件に該当した場合に月を単位として、条件ごとに金額は異なりますが、介護費用が支給されます。

## Ⅶ 支給制限

特別加入者が業務災害又は通勤災害を被った場合には保険給付が行われますが、その災害が特別加入者の故意又は重大な過失によって発生した場合、保険料の滞納期間中に生じた場合には、支給制限（一部又は全部）が行われることがあります。

## Ⅷ 加入にあたっての注意事項

- (1) 入会の手続きは所定の申請書に必要な事項を記入し、給付基礎日額に見合った労働保険料と当会規定の会費を添えてお申込みください。
- (2) 労働保険料と会費について
  - \*加入時・・・労働保険料、会費ともに月割計算します。（加入月から当該年度の 3 月分まで）
  - \*年度更新時・・・労働保険料、会費ともに 1 年（12 ヶ月）分で計算します。
  - \*脱退時・・・労働保険料は、脱退が承認された月分までで月割計算して返還しますが、会費については返還しません。
- (3) 特別加入の適用は、行政機関の休業日を除き、申し込みの日を含め 3 日間を手續期間とし、その期間中については補償されません。但し、加入者の特別の申し出に基づき、当会が加入手続きを迅速かつ手續期間内に行った場合はその限りではありません。  
特別加入の脱退は、加入者が申請に必要な書類を建設部会に提出した日の行政機関の休業日を除く翌々日となります。
- (4) 申し込み時の申請書の記載内容に変更が生じた場合（住所・氏名・連絡先・業務又は作業内容）及び災害（業務・通勤）が発生した場合は、速やかに当会に報告してください。但し、記載内容のうち給付基礎日額の金額変更は年度更新の時期のみで、年度途中での変更は認められません。